

答弁書第八号

内閣参質七六第八号

昭和五十年十月十四日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員峯山昭範君提出身体障害者の大学への進学の保障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峯山昭範君提出身体障害者の大学への進学への保障に関する質問に対する

答弁書

一、について

身体障害者の大学等への進学については、その能力・適性に応じて進学を必要とする必要があると考えている。

二、について

昭和四十九年度身体障害者の大学等入学状況

区分		盲者	ろう者	肢体不自由者	計
大学	立	三	五	三一	三九
国立	立			二〇	二〇
公立	立				

私立	二二	二八	二三八	二八七
計	二四	三三	二八九	三四六
短期大学				
国立	一		三	四
公立			二	二
私立	三	三	五四	六〇
計	四	三	五九	六六
合計	二八	三六	三四八	四一二

三、について

受験の機会を確保するよう毎年度の大学入学者選抜実施要項等を通じて、各国公私立大学等に要望している。

また、国立大学における身体障害者の受験の機会を確保するため、昭和四十九年度から入学試験経費について特別の予算措置を講じている。

四、について

身体障害者の教育に関して国立大学においては、学生教育経費について特別の予算措置を講ずるとともに、各大学において施設・設備等についても特別の配慮を行つている。

身体障害者の各大学への受入れについては、学部・学科等の教育内容、障害の種類・程度、教育研究条件の整備状況等を総合的に考慮する必要がある、一律な措置により対処することは必ずしも適當ではないが、今後とも身体障害者の大学等への進学の機会を広げるといふ観点に立つて、必要な措置を講ずるよう努力してまいりたい。